

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月28日

【会社名】 メディアスホールディングス株式会社

【英訳名】 MEDIUS HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池谷保彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営推進本部長 芥川浩之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営推進本部長 芥川浩之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月25日開催の第6期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円 総額259,374,240円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

- () 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加する。
- () 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条(取締役の責任免除)及び現行定款第40条(監査役の責任免除)の一部を変更する。

変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。</p> <p>(1)医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および販売</p> <p>(2)医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具のレンタルおよびリース業務</p> <p>(3)動物用医療機器の販売ならびにレンタルおよびリース業務</p> <p>(4)スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の販売</p> <p>(5)～(16) (条文省略)</p> <p>(17)介護保険法第 8 条第21項に基づく居宅介護支援事業</p> <p>(18)～(22) (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 3 1 条 (条文省略)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 4 0 条 (条文省略)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。</p> <p>(1)医療機器、<u>再生医療等製品</u>および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および<u>輸出入・販売</u></p> <p>(2)医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の貸与およびリース業務</p> <p>(3)動物用医療機器の輸出入・販売ならびに貸与およびリース業務</p> <p>(4)スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の<u>輸出入・販売</u></p> <p>(5)～(16) (現行どおり)</p> <p>(17)介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p> <p>(18)～(22) (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 3 1 条 (現行どおり)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 4 0 条 (現行どおり)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、越後純子を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小林勝美、桑原和明の2名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	22,579	15	0	(注)1	可決 92.92
第2号議案 定款一部変更の件	22,578	16	0	(注)2	可決 92.91
第3号議案 取締役1名選任の件	22,567	27	0	(注)3	可決 92.87
第4号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
小林 勝美	22,584	10	0		可決 92.94
桑原 和明	22,571	23	0		可決 92.88

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。